



鳥労発基 0605 第 4 号
令和 5 年 6 月 5 日

関係団体の長 殿

鳥 取 労 働 局 長



令和 4 年 職場における熱中症の発症状況（確定値）等について

日頃から労働行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、令和 5 年 3 月 27 日付け鳥労発基 0327 第 6 号「令和 5 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」によりキャンペーンの展開へのご協力をお願いさせていただいているところです。

今般、標記につきまして、別添のとおり令和 5 年 5 月 29 日付け基安発 0529 第 1 号をもって厚生労働省労働基準局安全衛生課長から通達が表示され、別添 1 「令和 4 年職場における熱中症の発生状況（確定値）」を取りまとめるとともに、別添 2 により、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱が改正されました。

つきましては、貴団体におかれましても、ご承知いただきますとともに、引き続き、傘下会員等の関係事業者がキャンペーンの実施要綱にある「事業場における詳細な実施事項」について確実に取組まれますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

